n)　日常的に公共保安に必要とされる周波数量は、各国間で顕著に異なること。また、周波数の一定量は、様々な国々において既にPPDRアプリケーションに使用されていること。

o)　災害又は緊急時の対処において、PPDRの運用のために一時的に追加の周波数の利用が必要となる可能性があること。

p)　特定された共通の周波数範囲内の全ての周波数が各国でPPDRのために利用可能になるとは限らないこと。

q)　機器が運用可能な共通の周波数範囲の特定は、相互協力及び協議とともに、特に国内、地域及び国境を越えた緊急事態及び災害救援活動において、相互運用性及び／又は相互作用の実現を容易にする可能性があること。

r)　災害が生じた場合、通常はPPDRに取り組む機関及び組織が日常の通信システムを利用して最初に現場に到着し、それに加えて、他の機関及び組織も災害救援活動に従事することになる可能性があること。

s)　第一地域の一部の国が、694-791MHzの周波数範囲の一部をブロードバンドPPDRの導入のために特定したこと。

t)　第一地域の一部の国が、790-862MHzの周波数範囲の一部をブロードバンドPPDRの導入のために特定したこと。

u)　第5.266号及び第5.267号並びに決議第205（WRC-15、改）に含まれる規定

v)　Metaids 及び Metsat による業務が、400.15-406MHzの周波数帯において世界規模での調和の下に運用していること。

w)　電波天文業務が、406.1-410MHzの周波数帯において一次的基礎で運用していること。また、PPDRがその周波数帯の隣接周波数帯で運用する可能性があること。

以下に留意し、

a)　多数の主管庁は、PPDR用ナローバンドシステム及びアプリケーションのために1GHz未満の異なる周波数帯の使用を継続するであろうこと。また、将来のPPDRシステムにおいて同じ周波数範囲を使用する可能性があること。

b)　一部の主管庁もまた、ブロードバンドPPDRアプリケーションのために1GHzより上の周波数帯の一定部分を使用すること。

c)　広いカバーエリア及び良好な信号を必要とするアプリケーションは、一般的にはより低い周波数帯で対応していること。

d)　多数の主管庁が、PPDRシステムに多大な投資を行ってきたこと。

e)　災害救援に取り組む機関及び組織に対する現在及び将来の無線通信の柔軟的な使用が、人道支援活動を促進すること。

f)　災害時及び緊急時は、PPDRに取り組む機関や組織からだけではなく、人道支援に取り組む機関や組織からも応答を必要とすること。

g)　ブロードバンドPPDRは、IMTに特定された周波数帯での実現及び導入が可能なこと。

h)　特に、多国籍対応を含む人道支援活動における特別な運用上の要求に鑑みた、災害時における効果的で適切な人道支援の供与のための国家間協力の便益

i)　国（特に開発途上国[3]）の費用対効果の高い通信機器への要求

j)　インターネットプロトコルを基盤とする技術の使用が十分に確立していること。

以下を強調し、

a)　この決議の決議事項で述べている周波数範囲は、無線通信規則の関連規定に基づく様々な業務に分配されており、現在では固定、移動、移動衛星及び放送業務によって集中的に使用されていること。

b)　決議事項 2 及び3 に挙げた周波数範囲によるPPDRアプリケーションは、無線通信規則の規定に基づき一次的基礎で分配されている移動業務としての運用が予定されていること。

c)　主管庁に以下の柔軟性が提供されなければならないこと。

－　特定の国内要件に対応するために、この決議の決議事項に挙げた周波数範囲からPPDRのために利用できるようにする周波数の分量を国内レベルで決定すること。

－　特定の地域又は国の状況[1]に対応するため、この決議及びITU-R勧告M.2015に記載している、PPDRのために使用する周波数帯を利用可能とする必要性、時期及び利用条件を決定すること。

d)　無線通信規則の第1.59号及び第4.10号の規定はPPDRに適用しないこと。

e)　主管庁がITU-R勧告M.1036に詳細を記載した地上系IMTのための周波数配置を採用することが可能なこと。

以下を決議し、

1　国及び地域の要件を考慮に入れ、また、他の関係国との必要とされるあらゆる協議及び協力を考慮し、最大限に可能な範囲において、PPDRのために調和した周波数範囲を使用するよう、主管庁に奨励すること。

2　特に、ブロードバンドによるPPDRのアプリケーションのための自国の国内計画に着手する際は、前述の 強調事項 c）及び e）を考慮しつつ、調和を達成するために、ITU-R勧告M.2015の最新版に定められた694-894MHzの周波数範囲の部分を検討することを主管庁に奨励すること。

3　さらに、主管庁がPPDRのアプリケーションのために、地域的に調和の図られた以下に示す周波数範囲の部分も検討することを奨励すること。

－　第一地域：380-470MHz

－　第三地域：406.1-430MHz、440-470MHz及び4940-4990MHz

4　決議事項 2 及び3に定めた周波数と同様に、各国のPPDR周波数配置もITU-R勧告M.2015に含まれるべきこと。

5　ITU-R勧告M.2015の最新版に定められた各国の周波数配置と同様に、前述の決議事項2及び3に挙げたPPDRのための周波数範囲の使用に際しても、許容できない混信を生じてはならず、また、無線通信規則でこれらの周波数範囲の分配を受けた業務のアプリケーションによるこれらの周波数範囲の使用に制約を課してはならないこと。

6　緊急時及び災害救援時においては、関係主管庁との協定により通常当該目的に供されている周波数に加えて、一時的な周波数需要を満たすことを主管庁に奨励すること。

7　国内法の適用を妨げることなく、相互協力及び協議により、緊急時及び災害救援時における利用を意図した無線通信機器の国境を越えた流通を促進するよう、主管庁に奨励すること。

8　主管庁は、PPDRに対応するスペクトル利用を計画し、並びにPPDRに対応する技術及びシステムを導入するに当たって、関連のあるITU-R勧告を利用するよう、PPDRに取り組む機関及び組織に奨励すること。

9　PPDR活動の運用要件を更に改善するために、PPDRのコミュニティと引き続き密接に取り組むよう主管庁に奨励すること。

以下をITU無線通信部門に要請する。

1　国内及び国際的運用のために、特に多数の開発途上国における既存システムの機能、進歩及び結果として生ずるいかなる移行要件をも考慮に入れ、PPDR無線通信アプリケーションの要求を満たす技術的研究を継続し、必要に応じて技術及び実運用導入に関する技術的な検討を継続すること及び勧告を策定すること。

2　必要に応じて、ITU-R勧告M.2015その他の関連する勧告及び報告を見直し、改定すること。

[1] この決議において、「周波数範囲」は、その範囲において無線機器を運用できることが想定さ